

## 他の組合へ異動する者の貯金取扱要綱

貯金規程第16条に規定する理事長が定める必要な事項は、この要綱の定めるところとする。

(貯金者が他の組合に異動する場合の残高の取扱い)

第1条 貯金者が期限を有して他の組合に異動する場合、積立貯金に関する申出書(別紙1)の提出により、貯金残高は継続できるものとする。

(貯金の預け入れの方法等)

第2条 貯金者が、他の組合に異動中の期間における預け入れは、臨時積立のみ取扱う。

(貯金の申し込み、一部払戻及び解約の手続等)

第3条 異動前に所属していた所属所を経由することなく、本人と共済組合との間で直接事務手続きを行う。

(貯金台帳の交付等)

第4条 共済組合で保管する。

(貯金現在残高通知書の作成及び配付)

第5条 貯金規程第12条のほか、貯金現在残高通知書の発行依頼(別紙2・貯金現在残高通知書発行依頼書の提出)があった時は、貯金現在残高通知書を作成し、直接貯金者へ送付する。

(貯金の解約又は一部払戻)

第6条 一部払戻及び解約請求書の提出締切日及び送金日は、年間スケジュールに沿って組合員と同様に取扱う。

(口座番号)

第7条 貯金者の口座番号は、異動前の組合員記号番号と同一とする。

なお、異動期間満了後、本組合の資格を再取得した場合は、新しい組合員記号番号に変更する。

(その他)

第8条 その他の取扱いについては、組合員と同様に取扱う。

(施行期日)

第9条 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附則(平成25・4・1)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則（令和7・4・1）

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和6年12月2日から通用する。